○法務省告示第七十号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年二月二十四日

法務大臣　小川　敏夫

登記所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所

指定の効力が生ずる日

平成二十四年三月十九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第五号）の規定によりその商業登記に関する事務が甲府地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の甲府地方法務局鰍沢支局、韮崎出張所及び吉田出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第五号）の規定によりその商業登記に関する事務が大津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大津地方法務局守山出張所

平成二十四年三月十九日

附　則

この告示は、平成二十四年二月二十四日から施行する。

○法務省告示第七十一号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年二月二十四日

法務大臣　小川　敏夫

登記所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所

指定の効力が生ずる日

平成二十四年三月十九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第五号）の規定によりその商業登記に関する事務が甲府地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の甲府地方法務局鰍沢支局、韮崎出張所及び吉田出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第五号）の規定によりその商業登記に関する事務が大津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大津地方法務局守山出張所

平成二十四年三月十九日

附　則

この告示は、平成二十四年二月二十四日から施行する。

○厚生労働省告示第六十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十九条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十九条第一項の厚生労働大臣が定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

平成二十四年二月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第六十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十五条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十五条第一項の厚生労働大臣が定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

平成二十四年二月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第六十二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年二月二十九日まで延長する措置を指定する件（平成二十三年厚生労働省告示第二百九十九号）の全部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年二月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。

対象となる特定権利利益	対象者
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。	警戒区域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）又は計画的避難区域（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき、平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）に営業所を有する者
障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給を受けることができること。	岩手県（陸前高田市に限る。）又は福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡浪江町及び同郡葛尾村に限る。）に居住地を有する者
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十九条第一項、第三十条第一項又は附則第二十一条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けることができること。	福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町及び同郡大熊町に限る。）に居住地を有する者

○厚生労働省告示第六十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

平成二十四年二月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○経済産業省告示第二十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
409640	髙橋　慶
409642	及川　孝
409644	中田　一夫
409646	裕　憲之
409648	中髙　英明
409650	江口　健介
409652	佐野　秀隆
409654	大橋　豊
409656	近江　良樹
409641	山下　貴久
409643	高橋　大輔
409645	江島　隆文
409647	山本　高行
409649	中野　邦亮
409651	蜂須賀　祐
409653	後藤　大輔
409655	野中　剛
409657	工藤　泰暢